

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

公共工事積算検証システム構築及び調達業務について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 公共工事積算検証システム構築及び調達業務
- (2) 納入場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所
- (3) 運用期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（5年間）
※政令第167条の17に該当する長期継続契約
- (4) 納入期限 令和8年6月30日限り
- (5) 業務概要 「公共工事積算検証システム構築及び調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (6) 最低制限価格 無

2 入札参加資格

- (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者
 - イ 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者
 - ウ 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項の規定により姫路市業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者
 - (ア) 業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「システム開発・運用」及び業種「リース、レンタル」の詳細業種「事務・OA機器」の両業種において、競争入札に参加する資格を有する者
 - (イ) 実際に民間企業が利用することのできる土木工事積算システムのパッケージソフトウェアを自社で開発していること
 - (ウ) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - (ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停

止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

キ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる書類等を郵送又は持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、期限までに制限付一般競争入札参加申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式-1)

イ 第2項第1号ウの(イ)に規定するパッケージソフトウェアを自社で開発していることを証明できるもの(システムのカatalogなど)

ウ 第2項第1号ウの(ウ)に規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日以後に発行されたものの原本。市税の納税証明書については、姫路市税の納税義務がある場合に限るものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定

による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。

エ 第2項第1号キに規定する関連企業申告書（様式-2）

(2) 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年5月8日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供

(3) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参 (郵送の場合は令和8年5月8日午後5時必着とし、書留郵便等の配達 の記録が確認できるものによること。)
受付期間	公告の日から令和8年5月8日まで (姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
提出場所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市財政局工事技術検査室（以下「工事技術検査室」という。） 姫路市役所 本庁舎10階（電話番号 079-221-2478）

(4) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年5月15日を目途に発送する制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。

(6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和8年5月27日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、工事技術検査室に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

(7) 提出された書類等は、返却しない。

4 仕様書等の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年5月29日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供

5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、令和8年5月25日正午までに、質疑書（様式-3）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次に示すメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。質問回答は、令和8年5月27日を目途に次に示す姫路市ホームページに掲載する。ただし、質疑の内容に参加希望者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

送信先	gijutukikaku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033191.html)

6 入札方法等

- (1) 入札書は指定する様式を使用すること。
- (2) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (3) 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
- (4) 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- (5) 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届（様式－４）を書面により工事技術検査室へ郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、撤回することはできない。

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札 の日時	令和8年5月29日 入札及び開札の時間は、入札参加資格の確認通知の際に通知する。
入札及び開札 の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 東館1階 入札室

8 入札に関する条件等

- (1) 入札書に記入する金額は、千円単位とすること。
- (2) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額は、月額契約希望金額とする。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する、金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

9 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
 - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - オ 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
 - カ 入札書に記名押印のない入札
 - キ 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
 - ク 金額を訂正した入札
 - ケ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
 - コ 前項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第2項第1号キに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1 0 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することは出来ない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

1 3 その他

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、制限付一般競争入札参加申込書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 制限付一般競争入札参加申込書等の提出後においては、原則として制限付一般競争入札参加申込書等に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (6) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (7) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 予定価格は非公表とする。
- (9) 本業務についての説明会は実施しない。
- (10) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとする。なお、契約の約款中に以下の条文を規定する。
 - ア 使用開始日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

イ この契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受注者の協議の上定めるものとする。

- (11) 本案件は電子契約による契約締結が可能である。電子契約の利用を希望する場合は、決定後、速やかに電子契約利用申請書を提出すること。なお、業者登録の電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。